

地域の茶の間等支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、館腰地域まちづくり協議会（以下「協議会」という。）が、館腰地域内の集落、複数の集落の連合体及び集落内で活動する団体（以下「団体」という。）が行う地域の元気づくり事業（以下「事業」という。）に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、必要な事項を定める。

(助成金の対象となる事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 高齢者福祉・交流・健康増進事業
- (2) その他特に協議会が認める事業

(助成金の額及び助成対象経費)

第3条 集落等へ交付する助成金の額は、1団体あたり5,000円を上限とし、複数回の申請も可能とする。ただし、助成事業に対し、補助金、参加料等、他の収入がある場合は、事業費から他の収入を控除した額の範囲内で助成金を交付する。

2 次の各号に掲げる経費は助成の対象外とする。

- (1) アルコール類の飲料費
- (2) 領収書等により確認することができない経費
- (3) その他、助成の対象として適切でないと認められる経費

(助成金の交付申請)

第4条 助成を希望する集落等は、地域の茶の間等支援事業助成金申請書を協議会に提出する。

(事業報告)

第5条 事業が完了した日から30日を経過した日又は当該年度の2月末のいずれか早い日までに事業実施報告書を提出しなければならない。

2 既に交付を受けた助成金の額に不要額が生じたときは、速やかに協議会に返還しなければならない。

(交付回数の制限)

第6条 集落等は、この要綱により過去に助成金の交付を受けた事業であっても、当該事業に対する助成金の交付を申請できるものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。